

茨城県レディースバドミントン連盟規約

(名 称)

第1条 本連盟は、「茨城県レディースバドミントン連盟」と称する。

(組 織)

第2条 1. 本連盟は、茨城県内における、レディースのバドミントン競技の統括団体として、日本レディースバドミントン連盟及び茨城県バドミントン協会に加盟する。

2. 本連盟は、五つの地区別をもって構成する。(県南、県西、県東、県央、県北)

(事務局)

第3条 本連盟の事務局は、理事長宅に置く。

(目 的)

第4条 本連盟は、会員相互の親睦をはかり、バドミントン技術の向上と普及・発展につとめ、健全な家庭と、明るい社会の建設に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 各種競技会の開催。
2. 普及発展に関する活動。
3. 技術向上のための研修会および講習会の開催。
4. 地域におけるリーダーの養成。
5. その他本連盟の目的に必要な事業。

(会 員)

第6条 会員は、本連盟の趣旨に賛同し、茨城県に在住する中学校教育課程修了者であること。また、年度内他の連盟に所属していないこと。

(加 入)

第7条 本連盟に加入を希望する者、団体は、所定の登録用紙に記入し、本連盟事務局へ提出するものとする。

(脱 退)

第8条 本連盟に加入後、第6条の資格を喪失するか、または年度を超えて登録を更新しない場合は、本連盟を脱退したものとする。

(役 員)

第9条 本連盟に次の役員を置く。

顧 問	若干名
会 長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事長	若干名
理 事	各地区1名以上
会 計	1名
監 事	2名
評 議 員	各団体1名

(任 務)

第10条 会長は、本連盟を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを補佐する。

理事長は、総会の議決に従い会務を執行する。

副理事長は、理事長を補佐し、会務を分担執行する。

理事は、理事長を補佐し、特に担当地区における会務の執行に当る。

会計は、会計事務に当る。

監事は、会計を監査し、また会計事務の処理に関して、適切な助言を会計に与える。

顧問は、会長の諮問に応じ意見を具申する。

(役員の選出)

第11条 会長および副会長は、総会において推薦する。

理事長および副理事長は、理事の互選により会長が委嘱する。

理事は、総会において会員中より互選し、会長が委嘱する。ただし、同一団体から重複して互選することはできない。

会計は、会員の中より互選し、会長が委嘱する。

顧問および監事は、総会において推薦し会長が委嘱する。

評議員は、各団体から代表者1名を選出する。ただし、理事との兼任はできない。

(任期)

第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

役員の補充のために選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

理事は70歳をもって定年とし、退任は任期満了の日とする。ただし就任後1年以内に70歳になる時は選任提案を見合わせること。

(会議)

第13条 本連盟の運営は、次の各号の会議に従って行う。

1. 総 会

2. 理 事 会

(総 会)

第14条 1. 定期総会は毎年1回開催する。また、会長は必要と認めた時に臨時総会を開催する事が出来る。

2. 総会は会長が招集し議長となる。

(総会の構成)

第15条 総会の構成員は、会長・副会長・理事長・副理事長・理事・会計・監事及び評議員とする。

(総会の議題)

第16条 総会において、次の各号を審議または議決する。

1. 事業報告および決算

2. 事業計画および予算

3. 役員の選出

4. 規約の改廃

5. その他の重要事項

(総会の定数)

第17条 総会は、その構成員の過半数の出席（委任状含む）を以って成立し、出席者の過半数の賛否により議決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(理事会)

第18条 理事会は、必要により会長または、理事長が召集して会務を審議する。

(理事会の構成)

第19条 理事会の構成員は、会長・副会長・理事長・副理事長・理事および会計とする。

(専門委員会)

第20条 本連盟は理事会の同意を得て、専門委員会を置くことができる。

専門委員会に関する規定は別に定める。

(経費)

第21条 本連盟の経費は、登録費・寄付金およびその他の収入によってまかぬ。

登録費については別に定める。

(会計)

第22条 1. 本連盟は一般会計と特別会計がある。

2. 特別会計は日本レディースバドミントン連盟、関東レディースバドミントン連盟等要請される大会の開催、および本連盟の特別事業に使われるものとする。

3. 本連盟の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の改廃)

第23条 1. 本規約の改廃は総会において出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。

2. 本連盟に必要な内規は理事会で定める。

(付 則)

1. この規約は、昭和58年7月1日より施行する。
2. この規約は、昭和62年4月1日に一部改正する。
3. この規約は、平成3年4月13日に一部改正する。
4. この規約は、平成8年5月25日に一部改正する。
5. この規約は、平成12年5月29日に一部改正する。
6. この規約は、平成13年5月29日に一部改正する。
7. この規約は、平成21年4月27日に一部改正する。
8. この規約は、平成25年4月6日に一部改正する。
9. この規約は、平成31年(令和元年)4月23日に一部改正する。
10. この規約は、令和5年4月11日に一部改正する。